

リリー訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 N-Link が開設するリリー訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 リリー訪問看護ステーション
- 2 所在地 兵庫県伊丹市瑞穂町3丁目62番地3号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(令和8年1月1日)

職 種	資 格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備 考	合計
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務	1名
看護職員	看護師	4名	1名	—	2名	常勤兼務の者は管理者と兼務	7名
	准看護師		—	—	—		
理学療法士		2名	—	—	—		2名
作業療法士		1名	—	—	1名		2名
言語聴覚士		1名	—	—	—		1名
事務職員		—	—	—	2名		2名

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
 - 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - 3 食事および排泄等日常生活の世話
 - 4 床ずれの予防・処置
 - 5 リハビリテーション
 - 6 ターミナルケア
 - 7 認知症患者の看護
 - 8 療養生活や介護方法の指導
 - 9 カテーテル等の管理
 - 10 その他医師の指示による医療処置
- 2 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)
 - 3 訪問看護報告書の作成

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ・ 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 500円

3 死後の処置料は、20,000円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。ただし、口頭での承諾に関しては、看護記録書に必ず承諾を得た旨の記載を行うこと。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、伊丹市、尼崎市、宝塚市、西宮市、豊中市、池田市、川西市の区域とする。

(衛生管理)

第9条 看護師等の清潔保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止の為に、対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果を看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に

応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 11 条 事業者、事故の発生又はその再発を予防するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の予防のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 事業者は、指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の自己の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
- 4 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 指定訪問看護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問もしくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針を策定する
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修を新規採用時及び年 1 回以上定期的に実施する
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を年 1 回以上、定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 3 虐待防止に関する責任者を下記の通り選定する
虐待防止に関する責任者： 谷本 紀光

(業務継続計画の策定)

- 第 14 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 1 回以上、定期的に行う。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第 15 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする

(研修による計画的な人材育成)

第 16 条 事業者は、適切な訪問看護が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第 17 条 事業所は、その提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響排除)

第 18 条 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後 3 か月以内
- ・継続研修 年 1 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、指定訪問看護に関する諸記録を整備し、そのサービス提供を完結した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 N-Link とリリー訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。